

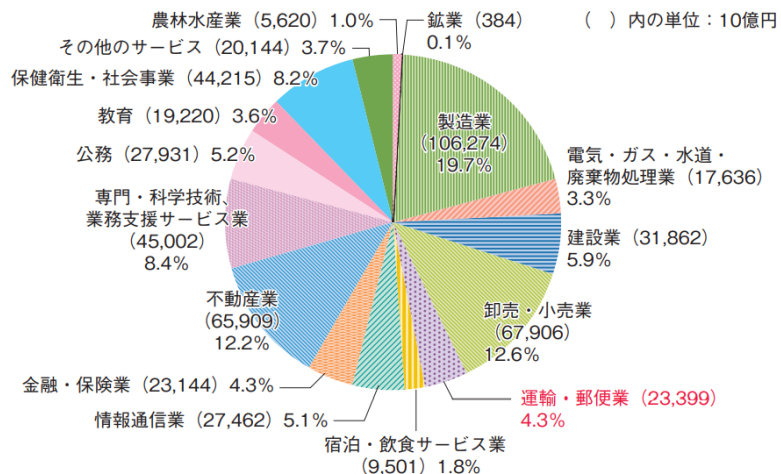
トラック・バス・タクシー事業の概要と最近の話題①

1. トラック・バス・タクシー事業に関するデータ

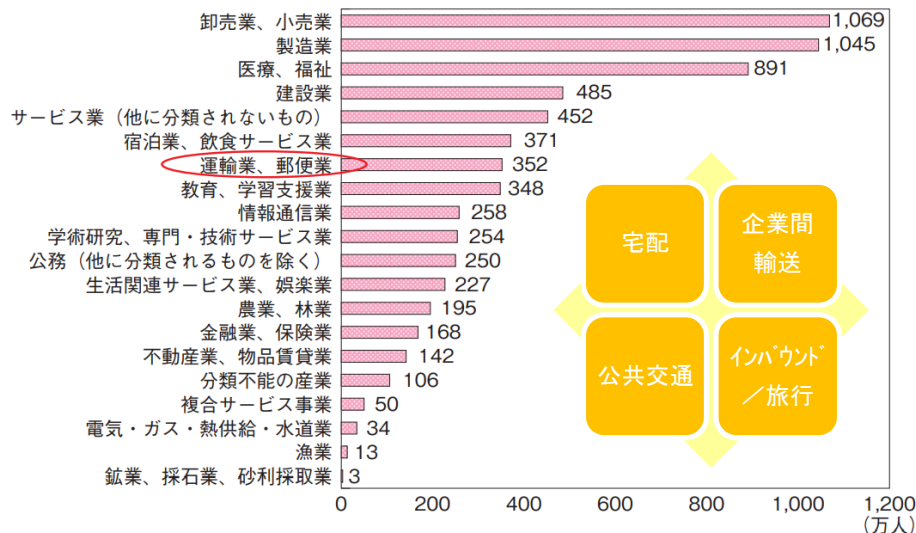


※出典：令和4年版交通政策白書

経済活動別国内総生産の構成比(2020年)



産業別の就業者数(2021年)



交通・運輸関係の事業区分ごとの事業者数、営業収入等

区分	事業者数(者)	営業収入(億円)	1事業者当たりの平均営業収入(億円)
旅客鉄軌道事業	(2021年度) 203	(2019年度) 73,101	360.1
貨物鉄軌道事業	(2021年度) 10	(2019年度) 1,508	150.8
乗合バス事業	(2018年度) 2,279	(2018年度) 9,545	4.2
貸切バス事業	(2018年度) 4,127	(2018年度) 5,729	1.4
タクシー事業	(2019年度) 47,904	(2019年度) 14,951	0.3
トラック事業	(2020年度) 62,844	(2019年度) 193,576	3.1
自動車整備事業	(2021年度) 72,214	(2021年度) 55,510	0.8
自動車販売事業	(2015年度) 51,979	(2015年度) 16,345	0.3
旅客船事業	(2021年度) 953	(2019年度) 2,731	2.9
内航海運事業	(2021年度) 3,353	(2019年度) 8,664	2.6
外航海運事業	(2018年度) 192	(2018年度) 33,360	173.8
港湾運送事業	(2019年度) 859	(2019年度) 10,095	11.8
航空事業	(2020年度) 17	(2020年度) 14,674	863.1

○事業規模

- ・運輸・郵便業の国内総生産は**23.4兆円**
- ・国内総生産全体の**4.3%**
※運輸・郵便業・・・鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業など

○事業者数

- ・トラック事業 : 約6万3千者
- ・乗合バス事業 : 約2千者
- ・貸切バス事業 : 約4千者
- ・タクシー事業 : 約4万8千者

○就業者数

- ・運輸・郵便業でおよそ**352万人**
(全産業の就業者数の**5.2%**)

モノの移動(物流)と
ヒトの移動(人流)を
支える重要な産業



2. トラック・バス・タクシー事業に関するトピックス



▼大型免許、中型免許、二種免許の運転免許試験の受験資格見直し(緩和)

令和4年5月13日～

令和4年5月13日に改正道路交通法が施行され、大型免許、中型免許、二種免許の運転免許試験の受験資格が見直されました。
 この改正により、「**受験資格特例教習**」を修了すると、**19歳以上であり、かつ、普通免許等を受けていた期間が通算して1年以上あれば、これらの運転免許試験を受けることができる**ようになりました。

二種免許	大型	21歳以上 ※特例取得免許:19歳以上	大型、中型、準中型、普通、大特のいずれかの免許を受けてから3年（免許停止期間を除く。）以上の経歴が必要です。
	中型		他の二種免許取得者は、経歴等が不要です。
	普通		けん引二種は、けん引一種か他の二種免許が必要です。
	大型特殊		※印は、自動車教習所で実施する「受験資格特例教習」を修了した者については、特例として、第二種免許、大型免許、中型免許を取得するための受験資格要件が、「年齢19歳以上、普通免許、大型特殊免許を受けていた期間1年以上」に緩和されます。
	けん引		

出典:愛知県警察ウェブサイト

▼「働きやすい職場認証制度」を通じた自動車運送事業者の働き方改革の推進

令和5年6月～ 「二つ星」公表開始予定

国土交通省では、自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)の人材確保・育成に関する取組みの一環として、令和2年度に「**働きやすい職場認証制度**」を創設し、令和4年度からは**新たに「二つ星」の申請受付を開始**しました。本制度を通じ、職場環境改善に向けた**各事業者の取組みを「見える化」**することで、より働きやすい労働環境の実現や運転者への就職の促進を目指しています。



▼「改善基準告示」の改正(トラック・バス・タクシー運転者の労働時間等の基準の改正)

令和6年4月～

平成30年に成立した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(いわゆる「働き方改革関連法」)では、労働基準法が改正されて新たに時間外・休日労働の上限が設けられ、罰則をもってその履行が確保されることとなりました。

自動車運転者(トラック・バス・タクシー運転者)については、その適用が5年間猶予されていましたが、いよいよ**令和6年4月から、時間外労働**について、月45時間及び年360時間の**限度時間**、並びに、臨時的特別な事情がある場合での年960時間の**上限時間**が**適用**される予定です。
 併せて、同日から改正された「**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準**」(いわゆる「**改善基準告示**」)も**施行**される予定です。



※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(「改善基準告示」)は、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を定めたもの。

トラック・バス・タクシー業界団体における求人情報掲載ホームページ



一般社団法人 愛知県トラック協会 ホームページ

→ [愛知県トラック協会 人材確保対策特設サイト \(https://truckaichi.com/\)](https://truckaichi.com/)



公益社団法人 愛知県バス協会 ホームページ

→ [バス運転士採用情報 | 愛知県バス協会 \(https://bus55.com/recruit/index.html\)](https://bus55.com/recruit/index.html)



公益社団法人 名古屋タクシー協会 ホームページ

→ [タクシードライバー就職応援サイト\(乗務員の求人・就職・採用\) \(www.meitakyo.com/recruit/\)](http://www.meitakyo.com/recruit/)



参考:「働きやすい職場認証制度」ホームページのご紹介

「働きやすい職場認証制度」ホームページ

一般財団法人 日本海事協会 ホームページ

→ [自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」](https://www.untenshashokuba.jp/)(<https://www.untenshashokuba.jp/>)

・このホームページでは、本資料P2に掲載の「働きやすい職場認証制度」について、制度の目的、認証事業者の一覧や検索など、様々な情報をご覧いただけます。



※上記ホームページより一部抜粋

働きやすい職場のミカタ 特設サイト

→ [働きやすい職場のミカタ](https://hatarakiyasui.jp/)(<https://hatarakiyasui.jp/>)

・特設サイトでは、「キャリア」「ドライバー」「ライフ」「働き方」「制度」の 카테고리ごとに、トラック・バス・タクシードライバーに関する参考情報や解説などが掲載されています。

